

令和4年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施結果

I 社会福祉法人

1 結果概要

法人指導監査は、社会福祉法人の運営等に特に大きな問題が見られない場合には、平成19年度から国の社会福祉法人指導監査要綱の改正に伴い2年に1回、その後、平成29年度 of 社会福祉法の改正等に伴い3年に1回に実施することとなった。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、実地による監査及び施設外での監査を実施したことにより、指導監査対象の157法人に対して、66法人について実施し、実施率は、42%となった。

2 文書指摘数

法人指導監査の結果についてみると、実施した66法人に対し、延べ40件の文書指摘を行った。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表1）

具体的な文書指摘内容について見てみると、評議員会の招集・決議の不適切や経理規程が未制定・不遵守などの法人運営に関する指摘や不適切な会計処理の実施などの管理に関する指摘がみられた。

◎ 法人指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分	対 象 数	実 施 数	文書指摘 法 人 数	文書指摘 延べ件数
老人福祉施設	44	24	12	24
障害者（児）福祉施設	29	9	2	4
児童福祉施設	55	25	8	10
社会福祉協議会等	24	7	2	2
その他	5	1	0	0
計	157	66	24	40

※ 「その他」は、福祉団体等法人

(別表1)

社会福祉法人に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	老人	障害者（児）	児童	市町村社協	その他	備 考
I 法人運営	23	15	1	7	0	0	
法人運営	-	-	-	-	-	-	・内部規定等の違反
1 定款の状況	3	1	-	2	-	-	・定款変更の手続きが不適切
2 内部管理体制	-	-	-	-	-	-	
3 評議員・評議員会の状況	9	6	-	3	-	-	・評議員会の招集が不適正 ・評議員会の決議が不適正 等
4 理事の状況	2	1	-	1	-	-	・理事の員数が不適切 ・理事として含まなければならないものを不選任
5 監事の状況	-	-	-	-	-	-	
6 理事会の状況	8	6	1	1	-	-	・理事会の招集手続が不備 ・理事会の決議の不適正 等
7 会計監査人の状況	-	-	-	-	-	-	
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	1	1	-	-	-	-	・役員及び評議員の報酬等の支給が不適切
II 事業(実施状況)	1	0	1	0	0	0	
1 事業一般	-	-	-	-	-	-	
2 社会福祉事業	1	-	1	-	-	-	・社会福祉事業を行うために必要な資産を不保有
3 公益事業	-	-	-	-	-	-	
4 収益事業	-	-	-	-	-	-	
III 管 理	16	9	2	3	2	0	
1 人事管理	-	-	-	-	-	-	
2 資産管理	-	-	-	-	-	-	
3 会計管理	14	8	2	2	2	-	・不適切な会計処理の実施 ・経理規程が未制定・不遵守 等
4 その他	2	1	-	1	-	-	
計	40	24	4	10	2	0	

II 社会福祉施設等

1 結果概要

令和4年度における指導監査の対象施設数は、令和3年度に比べ、有料老人ホームが269施設から273施設に、幼保連携型認定こども園が187施設から190施設にそれぞれ増加したなど全体で19施設増の1,212施設となった。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、実地による監査等を実施した。

令和4年度から老人福祉施設の監査周期が、1年に1回の監査から3年に1回に変更したことにより、指導監査を実施した施設数（書面指導監査を含む）は、令和3年度に比べ46施設減の852施設であった。全体の監査実施率は70%で前年度と比較して5%減となった。

2 文書指摘数

指導監査（書面指導監査を含む）を実施した852施設のうち、23%に当たる198施設に対し、延べ373件の文書指摘を行っており、前年度に比べ施設数で71施設、指摘件数で197件、それぞれ増となっていた。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表2, 3, 4）

指摘施設当たりの文書指摘件数は1.9件で、前年度と比べ0.5件増となった。

具体的な指摘内容について見ると、運営費の適切運用及び弾力運用の状況など施設の運営管理体制の状況に関する指摘や消火訓練及び避難訓練の実施状況など防災対策への取組状況に関する指摘が比較的多くみられた。

◎ 社会福祉施設等指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分		対 象 数	実 施 数	文書指摘施設数	文書指摘延べ件数
老人福祉施設	特養・養護・軽費老人ホーム	211	73	21	27
	有料老人ホーム	273	97	69	201
障害者（児）福祉施設		106	97	17	24
児童福祉施設	次欄を除く施設	451	440	71	74
	認可外・へき地保育施設	171	145	20	47
計		1,212	852	198	373

※ 通常、老人福祉施設のうち有料老人ホームについては3年に1回、児童福祉施設のうちへき地保育所については2年に1回実施している。

(別表2)

社会福祉施設等に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	老 人 福 祉 施 設	障 害 者 （ 児 ） 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	備 考
適切な入所者(利用者)処遇の確保	30	4	7	19	
・ 入所者(利用者)処遇の充実	26	3	7	16	・ 定期の健康診断, 衛生管理及び感染症等への對抗状況 ・ 虐待防止が不適切 等
・ 入所者(利用者)の生活環境等の確保	4	1	-	3	・ 居室等の設備及び運営基準への適合状況
・ 自立, 自活等への支援援助	-	-	-	-	
・ その他	-	-	-	-	
社会福祉施設運営の適正実施の確保	95	23	17	55	
・ 施設の運営管理体制の確立	33	3	1	29	・ 運営費の適正運用及び弾力運用の状況 ・ 当期末支払資金残高及び引当金の管理運用及び取り崩し等に係る手続の状況 等
・ 必要な職員の確保と職員処遇の充実	10	3	1	6	・ 職員への健康診断等健康管理の実施状況 ・ 職員確保及び定着化への取組みが不十分 ・ 労働条件の改善 等
・ 防災対策の充実強化	31	4	7	20	・ 消火・避難訓練の実施状況 ・ 消防計画の策定の状況
・ 秘密保持	-	-	-	-	
・ 事故発生時の対応	-	-	-	-	
・ 資産管理の状況	-	-	-	-	
・ 会計管理の状況	16	10	6	-	・ 経理事務処理が不十分 ・ 入所者預り金の取扱いが不適切 等
・ その他	5	3	2	-	・ 当期資金収支差額不足での繰入れ 等
計	125	27	24	74	

※ 本表には、有料老人ホーム(201件)、認可外保育施設及びへき地保育所(47件)の指摘件数は含まない。

(別表3)

有料老人ホームに対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	指摘 件数	備 考
1 届出等	9	・事業変更届
2 設置主体	-	
3 立地条件等	-	
4 規模及び設備構造	6	・消防用設備等の定期点検・緊急通報装置の設置 等
5 職員の配置等	42	・職員の衛生管理 ・職員の配置・勤務時間 等
6 施設の管理・運営	95	・高齢者虐待の防止 ・緊急時の対応 ・運営懇談会の設置等 等
7 サービス	6	・金券管理 等
8 事業収支計画	22	・長期資金収支計画及び損益計画 等
9 利用料等	1	・家賃 等
10 契約内容等	20	・事故発生の防止の対応 ・事故発生時の対応 等
11 情報開示	-	
12 その他	-	
計	201	

※ 本表は、有料老人ホーム(介護付き、住宅型)、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についての指摘件数

(別表4)

認可外保育施設及びへき地保育所に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	認 可 外 保 育 施 設	へ き 地 保 育 所	備 考
1 保育に従事する者の数 及び資格	8	7	1	・保育従事者の配置（配置基準，複数配置等）
2 保育室等の構造設備 及び面積	0	-	-	・おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場 所との区画と安全性の確保 ・保育室の採光及び換気の確保，安全性の確保 ・便所（保育室及び調理室との区画，安全な使 用の確保等）
3 非常災害に対する措置	6	6	-	・非常災害に対する具体的計画の策定・毎月 1回以上の訓練の実施 ・消化用具・非常口の設置
4 保育室を2階以上に 設ける場合の条件	-	-	-	
5 保育の内容	2	2	-	・保育内容
6 給食	-	-	-	
7 健康管理・安全確保	28	27	1	・乳幼児の健康診断 ・職員の健康診断 ・乳幼児突然死症候群に対する注意 ・安全確保 等
8 利用者への情報提供	2	2	-	・施設及びサービスに関する内容の掲示
9 備える帳簿	1	1	-	・職員に関する帳簿等の整備
計	47	45	2	